

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月31日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)
リミテッド
(Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ロバート・キーオー(Robert Keogh)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アッパー・ハッチ・ストリート、
ハードウィック・ハウス2階
(Hardwicke House 2nd Floor, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造
弁護士 柳 祥代

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ -
GS新成長国通貨債券ファンド 普通(米ドル建て・毎月分配型)
クラス受益証券
(Goldman Sachs Global Funds -
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder Ordinary
Class Distribution Class)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンド
であるGS新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て・毎月分
配型)クラス受益証券について、下記の募集金額を上限見込額とす
る。
50億米ドル(約4,158億円)

(注)特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年3月31日
現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米
ドル=83.15円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月31日、半期報告書を提出しましたので、平成23年5月31日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	3 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンド (Goldman Sachs Global Funds - Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder) (以下、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズを「ファンド」、そのサブ・ファンドの一つである G S 新成長国通貨債券ファンドを「サブ・ファンド」と称することがある。)

(1) 投資状況(資産別及び地域別の投資状況)

G S 新成長国通貨債券ファンド

(2011年6月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
(外国投資法人)ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(投資証券)	ルクセンブルク	356,787,186.55	100.47
小計		356,787,186.55	100.47
現金・その他の資産(負債控除後)		-1,678,129.82	-0.47
合計 (純資産総額)		355,109,056.73 (約28,668百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) 特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.73円)による。

(注3) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券は米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

(2) 運用実績

純資産の推移

2010年7月から2011年6月における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

G S 新成長国通貨債券ファンド

	(G S 新成長国通貨債券ファンド) 純資産総額		(普通 (米ドル建て・毎月分配型) クラス受益証券) 1 口当りの純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2010年7月末	389,971,086	31,482,366	10.87	878
8月末	376,436,903	30,389,751	10.83	874
9月末	390,064,335	31,489,894	11.40	920
10月末	367,219,786	29,645,653	11.52	930
11月末	345,809,425	27,917,195	10.86	877
12月末	347,653,649	28,066,079	11.11	897
2011年1月末	337,668,887	27,260,009	10.83	874
2月末	335,869,117	27,114,714	10.90	880
3月末	334,525,796	27,006,268	11.14	899
4月末	359,866,421	29,052,016	11.62	938
5月末	365,434,934	29,501,562	11.44	924
6月末	355,109,057	28,667,954	11.34	915

(注) 上記会計年度末および半期末における純資産総額および1口当りの純資産価格は、端数処理方法の違い等により財務書類の数値とは異なる場合がある。

分配の推移

普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券

	分配(米ドル)
2010年7月	0.08
8月	0.08
9月	0.08
10月	0.08
11月	0.08
12月	0.08
2011年1月	0.08
2月	0.08
3月	0.08
4月	0.08
5月	0.08
6月	0.08

収益率の推移

普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券

計算期間	収益率
2010年7月1日~2011年6月30日	18.04%

(注) 収益率は、以下の算式により算出されている。

$$\text{収益率(\%)} = (a - b) / b \times 100$$

a = 2011年6月末日現在の1口当りの純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2010年6月末日現在の1口当りの純資産価格(分配落の額)

2 販売及び買戻しの実績

2010年7月1日から2011年6月末日の期間における販売および買戻しの実績、ならびに2011年6月末日現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券

販売口数	買戻し口数	発行済口数
12,821,985 (12,821,985)	12,955,026 (12,955,026)	17,823,486 (17,823,486)

(注) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文(英文)の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。

日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2011年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.73円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ
財政状態計算書(未監査)
2011年5月31日現在

GS新成長国通貨債券ファンド

2011年5月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3(c), 6	366,645,998	29,599,331
現金	3(d), 13	249	20
投資顧問会社からの払戻金	7	-	-
ファンド受益証券販売未収金		2,032,173	164,057
投資売却未収金		1,849	149
その他の資産		45,051	3,637
資産合計		368,725,320	29,767,195
負債			
投資購入未払金		1,217,608	98,297
ファンド受益証券買戻未払金		816,415	65,909
未払管理会社報酬	7	2,500	202
未払投資顧問報酬	7	577,820	46,647
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	7	6,193	500
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	7	505,548	40,813
未払監査報酬		24,772	2,000
未払名義書換事務代行報酬	7	19,312	1,559
未払弁護士報酬		65,070	5,253
未払印刷費		50,680	4,091
未払受益者サービス代行会社報酬	7	1,671	135
その他の負債		2,796	226
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)		3,290,385	265,633
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	9, 10	365,434,935	29,501,562

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

財政状態計算書

2010年11月30日現在

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)*		GS新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2010年11月30日現在		2010年11月30日現在		2010年11月30日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
資産							
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3(c), 6	-	-	347,196,024	28,029,135	347,196,024	28,029,135
現金	3(d), 13	54,647	4,412	4,128	333	58,775	4,745
投資顧問会社からの 払戻金	7	55,231	4,459	-	-	55,231	4,459
ファンド受益証券販売未収金		-	-	4,517,474	364,696	4,517,474	364,696
投資売却未収金		-	-	179,667	14,505	179,667	14,505
資産合計		109,878	8,870	351,897,293	28,408,668	352,007,171	28,417,539
負債							
投資購入未払金		-	-	2,539,213	204,991	2,539,213	204,991
ファンド受益証券買戻未払金		-	-	2,157,928	174,210	2,157,928	174,210
未払管理会社報酬	7	4,985	402	3,953	319	8,938	722
未払投資顧問報酬	7	-	-	503,249	40,627	503,249	40,627
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	7	4,293	347	6,093	492	10,386	838
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	7	15,021	1,213	515,680	41,631	530,701	42,843
未払監査報酬		13,161	1,062	11,894	960	25,055	2,023
未払名義書換事務代行報酬	7	8,331	673	12,847	1,037	21,178	1,710
未払弁護士報酬		22,620	1,826	266,483	21,513	289,103	23,339
未払印刷費		10,019	809	42,125	3,401	52,144	4,210
未払受益者サービス代行会社報酬	7	1,425	115	1,671	135	3,096	250
その他の負債		30,023	2,424	26,732	2,158	56,755	4,582
負債合計(買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く)		109,878	8,870	6,087,868	491,474	6,197,746	500,344
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	9, 10	-	-	345,809,425	27,917,195	345,809,425	27,917,195

* ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

包括利益計算書(未監査)

2011年5月31日に終了した6か月間

G S 新成長国通貨債券ファンド

	注記	2011年5月31日に終了した6か月間	
		米ドル	千円
収益			
受取配当金	3 (b)	21,884,684	1,766,751
その他の収益	3 (b)	41,345	3,338
実現投資純利益	8	5,151,178	415,855
未実現投資損失の純変動額	8	8,315,362	671,299
投資純収益		<u>35,392,569</u>	<u>2,857,242</u>
費用			
管理会社報酬	7	3,546	286
投資顧問会社報酬	7	1,374,435	110,958
管理事務代行報酬および受託報酬	7	18,100	1,461
販売会社報酬および代行協会員報酬	7	1,425,977	115,119
監査報酬		12,878	1,040
名義書換事務代行報酬	7	36,864	2,976
弁護士報酬		(4,575)	(369)
印刷費		8,821	712
受益者サービス代行会社報酬	7	4,987	403
その他の費用		44	4
費用合計		<u>2,881,077</u>	<u>232,589</u>
投資顧問会社によって払戻された費用	7	-	-
運用費用合計		<u>2,881,077</u>	<u>232,589</u>
運用純利益		<u>32,511,492</u>	<u>2,624,653</u>
財務費用:			
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	11	9,661,554	779,977
財務費用合計		<u>9,661,554</u>	<u>779,977</u>
運用による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の変動		<u>22,849,938</u>	<u>1,844,675</u>

利益および損失は継続運用からのみ発生する。本包括利益計算書に表示されているもの以外に、利益および損失はなかった。
添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ
包括利益計算書(未監査)

2010年5月31日に終了した6か月間

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)*		G S 新成長国通貨債券ファンド		結合値	
		2010年5月31日に終了した6か月間		2010年5月31日に終了した6か月間		2010年5月31日に終了した6か月間	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
収益							
受取配当金	3 (b)	973,283	78,573	20,097,298	1,622,455	21,070,581	1,701,028
実現投資純(損失)/利益	8	(2,260)	(182)	4,988,002	402,681	4,985,742	402,499
未実現投資損失の純変動額	8	(367,107)	(29,637)	(12,703,452)	(1,025,550)	(13,070,559)	(1,055,186)
投資純収益		<u>603,916</u>	<u>48,754</u>	<u>12,381,848</u>	<u>999,587</u>	<u>12,985,764</u>	<u>1,048,341</u>
費用							
管理会社報酬	7	2,421	195	2,493	201	4,914	397
投資顧問会社報酬	7	-	-	1,396,502	112,740	1,396,502	112,740
管理事務代行報酬および受託報酬	7	14,992	1,210	18,946	1,530	33,938	2,740
販売会社報酬および代行協会員報酬	7	57,462	4,639	1,448,872	116,967	1,506,334	121,606
監査報酬		6,878	555	6,878	555	13,756	1,111
名義書換事務代行報酬	7	2,892	233	11,568	934	14,460	1,167
弁護士報酬		52,452	4,234	296,801	23,961	349,253	28,195
印刷費		21,138	1,706	63,833	5,153	84,971	6,860
受益者サービス代行会社報酬	7	4,993	403	4,987	403	9,980	806
その他の費用		12,563	1,014	15,428	1,246	27,991	2,260
費用合計		<u>175,791</u>	<u>14,192</u>	<u>3,266,308</u>	<u>263,689</u>	<u>3,442,099</u>	<u>277,881</u>
投資顧問会社によって払戻された費用	7	(78,760)	(6,358)	(268,597)	(21,684)	(347,357)	(28,042)
運用費用合計		<u>97,031</u>	<u>7,833</u>	<u>2,997,711</u>	<u>242,005</u>	<u>3,094,742</u>	<u>249,839</u>
財務費用:							
買戻可能参加受益証券保有者への分配金	11	-	-	9,319,674	752,377	9,319,674	752,377
財務費用合計		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>9,319,674</u>	<u>752,377</u>	<u>9,319,674</u>	<u>752,377</u>
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動		<u>506,885</u>	<u>40,921</u>	<u>64,463</u>	<u>5,204</u>	<u>571,348</u>	<u>46,125</u>

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本包括利益計算書に表示されているもの以外に、利益および損失はなかった。

* ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書(未監査)

2011年5月31日に終了した6か月間

G S 新成長国通貨債券ファンド

	注記	2011年5月31日に終了した6か月間	
		米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		345,809,425	27,917,195
買戻可能参加受益証券発行受取額	9	91,553,767	7,391,136
買戻可能参加受益証券買戻支払額	9	(94,778,195)	(7,651,444)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		22,849,938	1,844,675
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		365,434,935	29,501,562

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2010年11月30日終了年度

注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)*		G S 新成長国通貨債券ファンド		結合値	
	2010年11月30日終了年度		2010年11月30日終了年度		2010年11月30日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	21,875,436	1,766,004	299,574,041	24,184,612	321,449,477	25,950,616
買戻可能参加受益証券発行受取額	9	-	294,109,350	23,743,448	294,109,350	23,743,448
買戻可能参加受益証券買戻支払額	9	(23,352,417)	(273,804,500)	(22,104,237)	(297,156,917)	(23,989,478)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額	1,476,981	119,237	25,930,534	2,093,372	27,407,515	2,212,609
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	-	-	345,809,425	27,917,195	345,809,425	27,917,195

* ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

財務書類に対する注記(未監査)

2011年5月31日に終了した6か月間

1. 組織

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託で、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づいて制定された規則に基づき、アイルランド中央銀行(以下「中央銀行」という。)により認可され、規制を受けている。

ファンドは、2011年5月31日現在、以下の運用サブ・ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)および受益証券クラスで構成されている。

サブ・ファンド	クラス	通貨	運用開始日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドルクラス受益証券	米ドル	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	ユーロクラス受益証券	ユーロ	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	日本円クラス受益証券	日本円	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドル普通クラス受益証券	米ドル	2009年7月27日

下表は、サブ・ファンドが投資するマスター・ポートフォリオを示している。

サブ・ファンド	マスター・ファンド
G S 新成長国通貨債券ファンド	ゴールドマン・サックス・ファンズ S I C A V ・ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージ ング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォ リオ

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

2. 投資目的

G S 新成長国通貨債券ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべてが、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき「変動資本を有する会社型投資信託」として設立された投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ S I C A V (以下「マスター・ファンド」という。)の I X O クラス投資証券に投資される。したがって、上に列挙されている G S 新成長国通貨債券ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべては、G S 新成長国通貨債券ファンドのマスター・ファンド(以下「マスター・ポートフォリオ」という。) I X O クラス投資証券に投資される。

サブ・ファンドの投資目的は、収益確保と資本の増大から構成される高水準のトータル・リターンである。各サブ・ファンドのごく一部が、流動性確保およびそのサブ・ファンドによる支払期限の到来した費用支払いのために、現金として保有されるかまたは流動性商品に投資されることがあるが、かかる投資は当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないものとする。

3. 重要な会計方針

(a) 財務書類作成の基礎

本中間財務書類(未監査)は、ファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。金融資産および負債は、F R S 第26号「金融商品:測定」で規定されるように、「損益を通じて公正価値」で保有されている。その他の金融資産および負債は取得原価で、買戻可能参加受益証券の場合は買戻価額で計上される。本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を構成するアイルランド法に従い作成されている。

本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本監査済財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な価値を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、会計基準審議会により発行されたものである。

本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産及び金融負債の再評価による修正が加えられている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、F R S 第3号「財務実績の報告」を適用しているため、ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。管理会社の意見では、本財務書類は、記載されている変更も含め、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供している。

(b) 投資取引および関連投資収益

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は、加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。受取利息は市場割引および発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税(もしあれば)控除前の総額で認識される。

運用費用は発生主義で認識される。

取引費用は発生時に包括利益計算書に認識される。

(c) 有価証券に対する投資および評価

(1) 分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

(2) 認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、あるいはファンドが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転した時点で、認識が中止される。

(3) 公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、F R S 第26号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の包括利益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

取引値がない、または管理会社の取締役会が任命し、受託会社が承認する人物(以下「適格者」という。)が取引値が著しく不正確であると判断する有価証券を含む、すべての有価証券の公正価値は、適格者が定めた手続に従って算定される。

適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした適格者となる。2011年5月31日終了期間および2010年11月30日終了年度における適格者は、ゴールドマン・サックス・バリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)であった。

取引値または評価額がない有価証券、あるいは適格者が取引値または評価額が著しく不正確であると判断する有価証券についての適格者の利用に関する詳細は、注記4を参照のこと。

(3.1) 集合投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、そのファンドにより提供される1口当たり純資産価額に基づいている。

(3.2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない場合、当該投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。こうした有価証券は、適格者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、特定の見積および仮定の使用が要求される。これらの見積および仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積と大きく異なることがある。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クローリング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の徐却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の実現投資純利益/(損失)または未実現投資利益/(損失)の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、包括利益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第25号「金融商品：開示および表示」に準拠して、かかる投資は、買戻価額で財政状態計算書に金融負債として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

4. 適格者の評価

2011年5月31日現在、この方法を用いて評価が行われた資産はなかった(2010年11月30日現在、この方法を用いて評価が行われた資産はなかった)。

5. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

- (a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および
- (b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提供した者

以下は、課金事象に含まれない。

- () アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引
- () ファンドの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換
- () ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または
- () 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体为本拠地を置く国の源泉徴収税を含む税金が課せられ、ファンドの受益証券1口当り純資産価額(以下「NAV」という。)に影響を及ぼす可能性がある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

6. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

F R S 第29号の改訂に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは以下の通りである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における未調整の公表価格。

レベル2 - 直接的または間接的のいずれかに関わらず、活発でない市場における公表価格、または重要なインプット(類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限定されない)が観察可能な金融商品。

レベル3 - (公正価値測定の決定にあたりゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(以下「GSAM」という。))の仮定も含めた)重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、2011年5月31日現在の公正価値で認識された金融投資を、上記の3つの異なるレベル別に示している。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2011年5月31日現在の公正価値で測定する金融資産				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	366,645,998	-	-	366,645,998
合計	366,645,998	-	-	366,645,998

以下の表は、2010年11月30日現在の公正価値で認識された金融投資を、上記の3つの異なるレベル別に示している。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年11月30日現在の公正価値で測定する金融資産				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	347,196,024	-	-	347,196,024
合計	347,196,024	-	-	347,196,024

2011年5月31日終了期間および2010年11月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間での重要な振替はなかった。

2011年5月31日終了期間および2010年11月30日終了年度において、ファンドはレベル3の投資を保有していなかったため、報告期間の期首から期末の間におけるレベル3に分類される金融投資の公正価値の変動に対する調整は表示されていない。

7. 重要な契約および関連会社

管理会社

ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド（以下「管理会社」という。）は、ファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運用の責任を負う。管理会社は、この業務に対しサブ・ファンドごとに5,000米ドルの年間管理報酬を受領する資格を有する。

投資顧問会社

管理会社は、ファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」という。）をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、純資産価額の年率0.80%の報酬を受取る資格を有する。当期において投資顧問会社が稼得した金額は1,374,435米ドル（2010年5月31日終了期間：1,396,502米ドル）であった。管理会社は、年間報酬および費用の合計額（マスター・ポートフォリオ・レベルの報酬および費用の影響を含む）をG S 新成長国通貨債券ファンドの純資産額の年率2.5%または管理会社が同意するそれよりも低い金額に制限することに同意している。管理会社および投資顧問会社は、超過した費用を投資顧問会社が払戻すことに同意している。

2011年5月31日終了期間において、投資顧問会社がファンドに払戻した費用はなかった（2010年5月31日終了期間：347,357米ドル）。

マスター・ポートフォリオのI X Oクラス投資証券の購入および売却に関する販売手数料はない。

取締役の報酬

ロバート・キーオー氏、ヒューゴー・マクニール氏、セオドア・ソティア氏は投資顧問会社の関係者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。

管理事務代行会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドにファンドの管理事務代行会社としての権限を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むファンド業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。当期間において管理事務代行会社が獲得した金額は、18,100米ドル(2010年5月31日:33,938米ドル)であった。

受託会社

ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、信託証書に従い、ファンドの受託会社として従事している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保有されているファンドの全資産の保護預りを行う。受託会社は、その業務に対して報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。当期間および2010年5月31日終了期間において受託会社が獲得した金額は、上記の管理事務代行会社が獲得した金額に含まれている。

販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下「G S I」という。)を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に任命している。管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本における代行協会員に任命している。

サブ・ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対しG S 新成長国通貨債券ファンドについては日々の純資産価額の年率0.83%を合わせて、両任務の報酬として四半期毎の後払いで支払う。当期間において販売会社および代行協会員が獲得した金額は、1,425,977米ドル(2010年5月31日:1,506,334米ドル)であった。

名義書換事務代行会社

ファンドは、ファンドと名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、R B C デクシア・インベスター・サービスズ(アイルランド)リミテッドをファンドの登録・名義書換事務代行会社(以下「名義書換事務代行会社」という。)に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに提供する日々の業務には、買付申込および買戻請求の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録の保持が含まれる。名義書換事務代行会社には、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬が支払われる。当期間において名義書換事務代行会社が獲得した金額は、36,864米ドル(2010年5月31日:14,460米ドル)であった。

受益者サービス代行会社

G S Iはヨーロッパ・シェアホルダー・サービスズ・グループを介して、ファンドから報酬を受領する。これはファンドの受益者に提供された投資家サービスに関するもので、ファンドの資産から四半期毎に後払いで支払われ、ファンドの純資産価額の年率0.01%と年間10,000米ドルのいずれか低い方の額を超過することはない。当期間においてG S Iが獲得した金額は、4,987米ドル(2010年5月31日:9,980米ドル)であった。

8. 実現および未実現投資純利益 / (損失)

2011年5月31日終了期間および2010年11月30日終了年度における包括利益計算書に示された、金融資産および金融負債の売買による実現および未実現投資純利益 / (損失) の内訳は以下の通りである。

2011年5月31日終了期間

G S 新成長国通貨債券ファンド

米ドル

投資有価証券に係る実現純利益	5,151,178
実現投資純利益	5,151,178
投資有価証券に係る未実現利益の純変動額	8,315,362
未実現投資利益の純変動額	8,315,362

2010年5月31日終了期間

	ゴールドマン・ サックス米国債券 ポートフォリオ (米ドル建て)	G S 新成長国通貨 債券ファンド	結合値
	米ドル	米ドル	米ドル
投資有価証券に係る実現純利益	(2,260)	4,988,002	4,985,742
実現投資純利益	(2,260)	4,988,002	4,985,742
投資有価証券に係る未実現(損失)の純変動額	(367,107)	(12,703,452)	(13,070,559)
未実現投資(損失)の純変動額	(367,107)	(12,703,452)	(13,070,559)

9. 資本

G S新成長国通貨債券ファンドの最低当初申込額は、100米ドル、100ユーロまたは10,000日本円であり、管理会社による他の決定がない限り、これを下回ることはない。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ファンドは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

以下は、2011年5月31日終了期間における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2010年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2011年5月31日 現在の残高
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	801,375	69,815	(237,543)	633,647
ユーロクラス受益証券	207,519	25,137	(64,284)	168,372
日本円クラス受益証券	608,568	28,742	(96,790)	540,520
米ドル普通クラス受益証券	15,626,183	6,789,130	(4,233,097)	18,182,216

以下は、2010年11月30日終了年度における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2009年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2010年11月30日 現在の残高
ゴールドマン・サックス米国債券 ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	1,628,151,827	-	(1,628,151,827)	-
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	963,039	572,890	(734,554)	801,375
ユーロクラス受益証券	167,164	215,151	(174,796)	207,519
日本円クラス受益証券	657,084	122,896	(171,412)	608,568
米ドル普通クラス受益証券	11,796,576	17,438,518	(13,608,911)	15,626,183

10. 純資産価額(NAV)

以下の表は、2011年5月31日終了期間、2010年11月30日および2009年11月30日終了年度における純資産価額および1口当り純資産価額を要約したものである。

	2011年5月31日現在		2010年11月30日現在	
	純資産価額	1口当り純資産価額	純資産価額	1口当り純資産価額
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	79,179,524米ドル	124.9584米ドル	90,982,454米ドル	113.5329米ドル
ユーロクラス受益証券	21,605,889ユーロ	128.3220ユーロ	26,802,527ユーロ	129.1566ユーロ
日本円クラス受益証券	3,838,145,778円	7,100.8371円	4,210,543,388円	6,918.7695円
米ドル普通クラス受益証券	208,087,734米ドル	11.4445米ドル	169,673,655米ドル	10.8583米ドル
	2009年11月30日現在			
	純資産価額	1口当り純資産価額		
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	97,494,551米ドル	101.23634米ドル		
ユーロクラス受益証券	16,667,682ユーロ	99.71ユーロ		
日本円クラス受益証券	4,537,875,237円	6,906.07880円		
米ドル普通クラス受益証券	124,437,764米ドル	10.54863米ドル		

	2010年11月19日現在*		2009年11月30日現在	
	純資産価額	1口当り純資産価額	純資産価額	1口当り純資産価額
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	-	-	21,875,436米ドル	0.01340米ドル

*ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

11. 配当金

2011年5月31日終了期間において、G S新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

日本円クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2011年1月18日	2011年1月21日	1口当り100.00円の配当金	59,013,220
2011年3月15日	2011年3月18日	1口当り100.00円の配当金	56,790,480
2011年5月16日	2011年5月19日	1口当り100.00円の配当金	54,206,438

米ドル普通クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2010年12月15日	2010年12月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,215,064
2011年1月18日	2011年1月21日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,221,043
2011年2月15日	2011年2月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,214,751
2011年3月15日	2011年3月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,227,916
2011年4月15日	2011年4月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,284,761
2011年5月16日	2011年5月19日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,412,269

2010年11月30日終了年度において、GS新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

日本円クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当り100.00円の配当金	64,491,607
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当り100.00円の配当金	63,263,717
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当り100.00円の配当金	63,373,095
2010年7月15日	2010年7月20日	1口当り100.00円の配当金	62,513,155
2010年9月15日	2010年9月21日	1口当り100.00円の配当金	61,599,644
2010年11月15日	2010年11月18日	1口当り100.00円の配当金	60,486,987

米ドル普通クラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2009年12月15日	2009年12月18日	1口当り0.07米ドルの配当金	913,508
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当り0.07米ドルの配当金	967,687
2010年2月16日	2010年2月19日	1口当り0.07米ドルの配当金	1,110,743
2010年10月15日	2010年10月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,308,143
2010年11月15日	2010年11月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,235,962

米ドルクラス受益証券

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,419,299
2010年4月15日	2010年4月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,420,847
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,392,292
2010年6月15日	2010年6月18日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,425,230
2010年7月15日	2010年7月20日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,464,006
2010年8月16日	2010年8月19日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,416,507
2010年9月15日	2010年9月21日	1口当り0.08米ドルの配当金	1,472,799

12. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ファンドはマスター・ポートフォリオにのみ投資している。

マスター・ポートフォリオを通じたファンドの投資活動により、ファンドは、金融投資ならびにファンドおよびその基礎となるサブ・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスクにさらされている。ファンドの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。管理会社の取締役会は、ファンドのリスク管理をするために投資顧問会社を任命している。ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分はファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

当注記に詳述されている2011年5月31日現在のリスクは、GS新成長国通貨債券ファンドに関するものである。ファンドが採用しているリスク管理方針の詳細は以下の通りである。

・市場リスク

ファンドの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々な利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率および信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

ファンドの市場リスク戦略はファンドの投資のリスクとリターンの目標によって決定される。

投資顧問会社は、リスク予算編成方針の適用によって市場リスクを管理する。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定(すなわち見通し)トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、投資顧問会社が選択した市場リスクを独立してモニタリング、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度、ボラティリティおよびバリュー・アット・リスクのモニタリングを含む市場リスクをモニターするために、さまざまなリスク指標を使用する。IMD MRAは、年2回以上の頻度で取締役会に市場リスクについての報告を行う。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

()通貨リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することができる。したがってファンドは、外貨に対する機能通貨の為替レートが変動し、機能通貨以外の通貨建てのファンドの資産または負債の一部の価値がマイナスの影響を受けるリスクにさらされる可能性がある。

投資先のファンドの機能通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資家が投資する場合、投資家の通貨リスクはファンドの通貨リスクと異なる可能性がある。

下表は、通貨市場の変動に伴って生じることが予測されるマスター・ポートフォリオの損益を示した感応度分析である。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨のサブ・ファンドの基準通貨に対する変動に基づくものであるが、貨幣性資産と非貨幣性資産の両方を含む「ポートフォリオ合計」は、すべての通貨が基準通貨に対して同じパーセンテージ下落するという仮定に基づいている。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2011年5月31日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ポーランド・ズロチ	1.8%	(1.8%)
インドネシア・ルピア	1.5%	(1.5%)
メキシコ・ペソ	1.5%	(1.5%)
ブラジル・レアル	1.6%	(1.6%)
マレーシア・リンギット	1.8%	(1.8%)
南アフリカ・ランド	1.5%	(1.5%)
その他の通貨	6.5%	(6.5%)
ポートフォリオ合計	16.2%	(16.2%)

2010年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ポーランド・ズロチ	1.7%	(1.7%)
インドネシア・ルピア	1.7%	(1.7%)
メキシコ・ペソ	1.7%	(1.7%)
ブラジル・レアル	1.6%	(1.6%)
マレーシア・リンギット	1.5%	(1.5%)
新トルコ・リラ	1.5%	(1.5%)
その他の通貨	7.4%	(7.4%)
ポートフォリオ合計	17.1%	(17.1%)

上記の分析は、1年の間に合理的に生じる可能性のある通貨市場の変動に伴う損益を示したものであり、これらは市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

() 金利リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポンおよび満期日とあわせて投資有価証券明細表に開示されている。

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

下表は、マスター・ポートフォリオ内の様々な通貨に適用される金利に対する金利エクスポージャー、および金利の変動に伴う損益を示している。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものであるが、「ポートフォリオ合計」は、すべての通貨が基準通貨に対して同じパーセンテージ下落するという仮定に基づいている。50bpの平行移動とは、曲線に沿ったすべての金利が50bpの上昇または下落（すなわち、0.5%の上昇

または下落)によって変動することを意味する。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2011年5月31日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ブラジル・リアル	(0.6%)	0.6%
南アフリカ・ランド	(0.5%)	0.5%
インドネシア・ルピア	(0.2%)	0.2%
ポーランド・ズロチ	(0.2%)	0.2%
メキシコ・ペソ	(0.4%)	0.4%
マレーシア・リンギット	(0.2%)	0.2%
その他の通貨	(0.7%)	0.7%
ポートフォリオ合計	(2.8%)	2.8%

2010年11月30日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ブラジル・リアル	(0.6%)	0.6%
南アフリカ・ランド	(0.4%)	0.4%
インドネシア・ルピア	(0.3%)	0.3%
ポーランド・ズロチ	(0.2%)	0.2%
メキシコ・ペソ	(0.2%)	0.2%
マレーシア・リンギット	(0.2%)	0.2%
その他の通貨	(0.8%)	0.8%
ポートフォリオ合計	(2.7%)	2.7%

上記の分析は、合理的に生じる可能性のある金利市場の変動に伴う損益を示したものであり、金利および信用曲線の双方について勾配の変動は考慮していない。また、これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。ファンドの集合投資スキームへの投資は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用される集合投資スキームの評価方針に従い、集合投資スキームより提供される純資産額に基づいている。

ファンドは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてファンドの投資顧問会社によって管理される。

（ ）感応度分析の限界

上表の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・ 当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・ 当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・ 当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・ 将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

・ 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ファンドの投資は集合投資スキームが含まれており、ファンドにより課される買戻し制限よりもさらに厳しい制限を受ける可能性がある。これにより受益者に対して、ファンドにより提供される買戻日より買戻しの頻度が低くなる可能性がある。

ファンドは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。かかる条件には、裁量によって、買戻時の分配金を現金または現物で支払うこと、あるいは買戻額をいかなる取引日においても純資産価額の10%に制限することが含まれる。（買戻時の分配金が現物で支払われる場合、受益者は投資顧問会社に、資産を売却し、受領した現金を受益者に分配するよう要求することができる。）

以下の表は、ファンドの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2011年5月31日現在		2010年11月30日現在	
受益者 1 ¹	49.00%	受益者 1 ¹	50.97%
受益者 2 ¹	43.12%	受益者 2 ¹	42.04%
その他の受益者	7.88%	その他の受益者	6.99%
合計	100.00%	合計	100.00%

¹ 受益者は販売会社である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2011年5月31日の受益者1は2010年11月30日の受益者1と同一ではない可能性がある。

以下の表は、2011年5月31日および2010年11月30日現在のファンドの流動性リスクを示したものである。負債は最短の決済期日に基づく期日別に分類されている。1年以内に期日が到来する金額は、割引の影響に金額的な重要性がないため、帳簿価額で表示されている。

G S 新成長国通貨債券ファンド

2011年5月31日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	1,217,608	-	1,217,608
ファンド受益証券買戻未払金	816,415	-	816,415
未払管理会社報酬	2,500	-	2,500
未払投資顧問報酬	577,820	-	577,820
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	6,193	-	6,193
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	505,548	-	505,548
未払監査報酬	24,772	-	24,772
未払名義書換事務代行報酬	19,312	-	19,312
未払弁護士報酬	65,070	-	65,070
未払印刷費	50,680	-	50,680
未払受益者サービス代行会社報酬	1,671	-	1,671
その他の負債	2,796	-	2,796
買戻可能参加受益証券	365,434,935	-	365,434,935
金融負債合計	368,725,320	-	368,725,320

2010年11月30日現在

金融負債（米ドル）	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	2,539,213	-	2,539,213
ファンド受益証券買戻未払金	2,157,928	-	2,157,928
未払管理会社報酬	3,953	-	3,953
未払投資顧問報酬	503,249	-	503,249
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	6,093	-	6,093
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	515,680	-	515,680
未払監査報酬	11,894	-	11,894
未払名義書換事務代行報酬	12,847	-	12,847
未払弁護士報酬	266,483	-	266,483
未払印刷費	42,125	-	42,125
未払受益者サービス代行会社報酬	1,671	-	1,671
その他の負債	26,732	-	26,732
買戻可能参加受益証券	345,809,425	-	345,809,425
金融負債合計	351,897,293	-	351,897,293

・信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連会社は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

スポットの為替契約のみを扱う相手との取引を除き、信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、ファンド及びサブ・ファンドが締結している店頭デリバティブ契約は、当契約の下で生じる取引のネットティングを認めている。このようなネットティングによって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、かかる契約に基づく相手方との間の店頭取引がすべて契約終了されると相手方に対する債権債務が純額ベースで清算されるため、債務不履行または契約終了が生じた場合は単一の相手方との店頭取引の不利な評価額の範囲内で同相手方との有利な店頭取引に係る信用リスクは軽減される。

受託会社が保管する現金は受託会社の現金と一緒にプールされることがあり、受託会社が債務超過の場合には、当該サブ・ファンドは、その現金に関して受託会社の一般債権者と同順位になる可能性がある。受託会社が保管する現金以外の資産は、分別保管されており、プールしてはならない。そのため、債務超過の場合でも、受託会社のその他の債権者は利用できない。受託会社は、サブ・ファンドに代わり、特定の資産を保有するために副保管会社を任命することもできる。副保管会社が破産または債務超過に陥った場合、当該資産に関するサブ・ファンドの権利は遅延、制限または削減される可能性がある。

2011年5月31日および2010年11月30日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、現金およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

2011年5月31日終了期間および2010年11月30日終了年度の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下の通りである。

G S 新成長国通貨債券ファンド	2011年5月31日現在	2010年11月30日現在
	米ドル	米ドル
資産		
現金	249	4,128
ファンド受益証券販売未収金	2,032,173	4,517,474

投資売却未収金	1,849	179,667
その他の資産	45,051	-
資産合計	2,079,322	4,701,269

下記の他に、2011年5月31日または2010年11月30日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はない。

		2011年5月31日現在	2010年11月30日現在
名称	関係	純資産に占める割合 (%)	純資産に占める割合 (%)
ゴールドマン・サックス・ファンズSICAV - ゴールドマン・サックス・グローバル・エ マージング・マーケット・デット・ローカル ・ポートフォリオ	集合投資スキーム の相手方	100.33	100.40

投資適格格付を下回る相手方または発行体はない。相手方または発行体は、それ自身が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合には、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付けを有しており、投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザー部門は、当該格付企業から相手方に対する強力な暗黙の支援があると考えている。

・追加的リスク

() 集中リスク

ファンドは限られた数の投資または投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が増えることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確定であるため、当年度および過年度の税ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、支払利息および罰金が生じる可能性がある。また、会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生又は消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ファンドに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、1口当り純資産価額はファンドの申込時、買戻時又は持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担するべき税金負債を反映しない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目録見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

13. 金融機関

2011年5月31日および2010年11月30日現在、G S 新成長国通貨債権ファンドの現金は、以下の金融機関に保管されていた。

相手方	用途	2011年5月31日現在		2010年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	249	0.00%	4,128	0.00%
現金合計		249	0.00%	4,128	0.00%

a) 非制限現金口座

2010年11月30日現在、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の現金は、以下の金融機関に保管されていた。

相手方	用途	2010年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	54,647	0.00%
現金合計		54,647	0.00%

a) 非制限現金口座

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ（結合値）の現金は、以下の金融機関に保管されていた。

相手方	用途	2011年5月31日現在		2010年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	249	0.00%	58,775	0.00%
現金合計		249	0.00%	58,775	0.00%

a) 非制限現金口座

14. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第1号（1996年改訂）「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

15. ポートフォリオ変動計算書

ポートフォリオ変動計算書は、請求により管理事務代行会社から無料で入手することができる。

16. 為替レート

以下の（米ドルに対する）為替レートは、米ドル以外の通貨建ての投資有価証券、その他の資産および負債の換算に使用されたものである。

	2011年5月31日現在の1米ドル	2010年11月30日現在の1米ドル
ユーロ	0.693890	0.768197
日本円	81.610000	83.770000

17. ソフト・コミッション

ファンドは、調査および/または取引に関するコミッションを支払うことがあるが、2011年5月31日終了期間または2010年11月30日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結しなかった。

18. 偶発債務

2011年5月31日および2010年11月30日現在、偶発債務はなかった。

19. 英文目論見書

ファンドの直近の英文目論見書は2007年12月19日付で発行された。

20. 後発事象

2011年5月31日以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

21. 補償

ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失がなく、損失リスクはほとんどないと予想している。

22. 財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2011年7月20日に本財務書類を承認した。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

GS新成長国通貨債券ファンド

投資有価証券明細表(未監査)

2011年5月31日現在

保有高	投資 - 買建 銘柄	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
	集合投資スキーム		
	米ドル		
35,186,756	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージグ ・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ		
	IXOクラス投資証券(a)	366,645,998	100.33
	集合投資スキーム合計	366,645,998	100.33
	投資 - 買建合計	366,645,998	100.33
	投資合計		
	投資 - 買建	366,645,998	100.33
	その他の資産および負債	(1,211,063)	(0.33)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	365,434,935	100.00

上記の有価証券は、規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券である。

(a) ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

(参考情報: 以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズの財務書類の抜粋である。)

ゴールドマン・サックス・ファンズ

資産負債計算書(未監査)

2011年5月31日現在

資産	債券ポートフォリオ	
	グローバル・エマージグ・マーケット・ デット・ローカル・ポートフォリオ 米ドル	千円
デリバティブを除く投資有価証券時価評価額	2,351,339,790	189,823,661
先渡為替契約に係る未実現利益	56,068,550	4,526,414
クラス投資証券の先渡為替契約に係る未実現利益	-	-
先物に係る未実現利益	-	-
スワップ契約に係る未実現利益	2,405,470	194,194
スワップ取引に係る前払金	-	-
買建オプションの時価	-	-
現金	6,578,254	531,062
ブローカーに対する債権	3,211,155	259,237
投資売却未収金	14,623,986	1,180,594
投資証券販売未収金	2,534,116	204,579
未収配当金	-	-
スワップ契約を除く未収利息	36,189,792	2,921,602
スワップ契約に係る未収利息	65,323	5,274
未収配当税還付金	-	-
未収利子税還付金	213,119	17,205
有価証券貸付未収金	-	-
その他の資産	9,799	791
資産合計	2,473,239,354	199,664,613

債券ポートフォリオ

グローバル・エマージグ・マーケット・

デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル

千円

	米ドル	千円
負債		
当座借越	-	-
ブローカーに対する債務	2,346,716	189,450
先渡為替契約に係る未実現損失	44,007,450	3,552,721
クラス投資証券固有の先渡為替契約に係る未実現損失	-	-
先物に係る未実現損失	-	-
スワップ契約に係る未実現損失	5,054,194	408,025
スワップ取引に係る前受金	1,921	155
売建オプションの時価	-	-
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券の時価	-	-
投資購入未払金	-	-
投資証券買戻未払金	719,051	58,049
未払投資顧問報酬	1,792,011	144,669
未払成功報酬	-	-
未払管理事務代行報酬および未払保管報酬	629,165	50,792
未払販売報酬および未払サービシング報酬	30,860	2,491
未払名義書換事務代行報酬	24,676	1,992
未払年次税	178,804	14,435
未払キャピタル・ゲイン税	35,617	2,875
未払監査報酬	17,468	1,410
未払投資主サービス報酬	33,643	2,716
未払取締役報酬	35,207	2,842
未払弁護士報酬	141,813	11,449
未払保険料	26,999	2,180
未払印刷費	185,389	14,966
未払公告費	-	-
その他の負債	22,356	1,805
負債合計	55,283,340	4,463,024
投資主持分	2,417,956,014	195,201,589
代替的な純資産価額の算出方法	-	-
投資主持分(代替的な純資産価額の算出方法を適用後)	2,417,956,014	195,201,589

ゴールドマン・サックス・ファンズ

損益計算書(未監査)

2011年5月31日終了期間

債券ポートフォリオ

グローバル・エマージング・マーケット・
デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル

千円

収益:		
受取配当金	144,448	11,661
スワップ契約を除く受取利息	78,232,965	6,315,747
スワップ契約に係る受取利息	1,857,618	149,966
純(償却)/割引の償却	4,254,097	343,433
有価証券貸付	-	-
その他の収益	-	-
	84,489,128	6,820,807
費用:		
当座借越に係る支払利息	405,300	32,720
スワップ契約に係る支払利息	-	-
投資顧問報酬	10,946,388	883,702
成功報酬	-	-
管理事務代行報酬および保管報酬	842,450	68,011
販売報酬およびサービシング報酬	173,008	13,967
名義書換事務代行報酬	37,989	3,067
年次税	224,510	18,125
監査報酬	11,201	904
投資主サービス報酬	200,264	16,167
取締役報酬	23,977	1,936
弁護士報酬	57,370	4,631
保険料	17,346	1,400
印刷費	88,621	7,154
公告費	7,021	567
その他の費用	37,758	3,048
	13,073,203	1,055,400
控除 - 投資顧問報酬放棄額	-	-
控除 - 投資顧問固定運用報酬放棄額	-	-
加算 - 固定運用報酬のクラス投資証券に係る投資顧問会社への追加報酬	60,125	4,854
費用合計	13,133,328	1,060,254
配当およびその他の投資収益に係る源泉徴収税	(44,394)	(3,584)
当期純収益/(費用)	71,400,194	5,764,138
投資有価証券に係る実現純利益/(損失)	33,568,983	2,710,024
先物取引に係る実現純利益/(損失)	-	-
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益/(損失)	42,289,401	3,414,023
スワップ契約に係る実現純利益/(損失)	(5,269,368)	(425,396)
オプション契約に係る実現純利益/(損失)	-	-
実現純利益/(損失)	70,589,016	5,698,651
投資有価証券に係る未実現利益/(損失)の純変動額	94,766,803	7,650,524
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
先物取引に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
外貨および先渡為替契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	28,205,714	2,277,047
スワップ契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	(769,288)	(62,105)
オプション契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
未実現利益/(損失)の純変動額	122,203,229	9,865,467
当期投資純利益/(損失)	264,192,439	21,328,256

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

ゴールドマン・サックス・ファンズ

投資主持分変動計算書(未監査)

2011年5月31日終了期間

	債券ポートフォリオ	
	グローバル・エマージング・マーケット・ デット・ローカル・ポートフォリオ	
	米ドル	千円
期首現在投資主持分	2,581,305,813	208,388,818
分配金からの再投資	98,682,578	7,966,645
投資証券発行受取額	228,430,633	18,441,205
投資証券買戻支払額	(631,335,050)	(50,967,679)
当期投資純利益/(損失)	264,192,439	21,328,256
分配金	(123,320,399)	(9,955,656)
為替調整額	-	-
2011年5月31日現在投資主持分	2,417,956,014	195,201,589
代替的な純資産価額の算出方法	-	-
投資主持分(代替的な純資産価額の算出方法を適用後)	2,417,956,014	195,201,589

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表（未監査）

2011年5月31日現在

保有	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券					
社債 - 7.02%					
ブラジル					
	7,120,000 Banco Votorantim S.A.	6.250%	16/05/2016	4,552,930	0.19
	6,620,000 Cia Energetica de Sao Paulo	9.750%	15/01/2015	5,924,900	0.24
				10,477,830	0.43
ケイマン諸島					
	56,630,000 Evergrande Real Estate Group Ltd.	7.500%	19/01/2014	8,474,225	0.35
アイルランド					
	90,591,216 Red Arrow International Leasing Plc.	8.375%	30/06/2012	3,261,774	0.13
	1,400,000 Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd. OJSC	9.125%	30/04/2018	1,606,011	0.07
	9,690,000 Vimpel Communications Via VIP Finance Ireland Ltd. OJSC	7.748%	02/02/2021	10,287,202	0.43
				15,154,987	0.63
ルクセンブルグ					
	18,060,000 Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.	9.250%	23/04/2019	22,756,343	0.94
	664,700,000 Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	7.500%	25/03/2013	24,241,761	1.00
	1,437,700,000 Russian Agricultural Bank OJSC Via RSHB Capital S.A.	8.700%	17/03/2016	52,808,310	2.19
				99,806,414	4.13
メキシコ					
	11,920,000 Cemex SAB de CV	5.301%	30/09/2015	11,741,200	0.49
南アフリカ					
	10,000,000 Transnet Ltd.	9.250%	14/11/2017	1,464,607	0.06
	87,000,000 Transnet Ltd.	10.500%	17/09/2020	13,516,306	0.56
	21,000,000 Transnet Ltd.	10.800%	06/11/2023	3,310,725	0.13
	8,000,000 Transnet Ltd.	9.500%	19/08/2025	1,155,405	0.05
				19,447,043	0.80
米国					
	190,000,000 JPMorgan Chase & Co.	6.000%	10/10/2012	4,643,712	0.19
社債合計					
(取得原価 163,399,390米ドル)				169,745,411	7.02
政府発行債 - 74.69%					
アルゼンチン					
	63,080,000 Argentina Government International Bond ^(c)	13.750%	15/12/2035	12,478,564	0.52
	378,360,000 Argentina Government International Bond ^(c)	16.554%	15/12/2035	15,300,187	0.63
	14,350,000 Argentina Government International Bond ^(c)	16.505%	15/12/2035	2,324,700	0.10
				30,103,451	1.25
ブラジル					
	58,137,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series B	6.000%	15/08/2040	78,180,473	3.23
	65,676,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/2012	40,954,338	1.69
	50,455,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/2014	31,445,466	1.30
	143,015,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/2017	85,350,575	3.53
	51,526,000 Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/2021	29,630,132	1.23
				265,560,984	10.98
チリ					
	2,610,000,000 Chile Government International Bond	5.500%	05/08/2020	5,653,183	0.23
コロンビア					
	6,929,000,000 Colombia Government International Bond	12.000%	22/10/2015	5,268,882	0.22
	5,595,000,000 Colombia Government International Bond	7.750%	14/04/2021	3,598,052	0.15
	69,743,000,000 Colombia Government International Bond	9.850%	28/06/2027	51,894,451	2.14
				60,761,385	2.51

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2011年5月31日現在

保有	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
政府発行債 - (続き)					
ハンガリー					
	8,330,000,000 Hungary Government Bond	5.500%	12/02/2014	43,827,047	1.81
	17,545,500,000 Hungary Government Bond	8.000%	12/02/2015	97,820,141	4.05
	6,738,920,000 Hungary Government Bond	5.500%	12/02/2016	34,127,279	1.41
	2,612,630,000 Hungary Government Bond	6.500%	24/06/2019	13,541,530	0.56
	2,189,620,000 Hungary Government Bond	7.000%	24/06/2022	11,583,126	0.48
				200,899,123	8.31
インドネシア					
	103,803,000,000 Indonesia Treasury Bond	7.375%	15/09/2016	12,423,355	0.51
	26,549,000,000 Indonesia Treasury Bond	8.250%	15/07/2021	3,300,157	0.14
				15,723,512	0.65
マレーシア					
	232,400,000 Malaysia Government Bond	3.741%	27/02/2015	77,864,893	3.22
	41,150,000 Malaysia Government Bond	3.835%	12/08/2015	13,873,780	0.57
	181,525,000 Malaysia Government Bond	4.378%	29/11/2019	62,044,002	2.57
				153,782,675	6.36
メキシコ					
	210,802,000 Mexican Bonos	8.000%	11/06/2020	19,663,688	0.81
	242,890,900 Mexican Bonos	10.000%	05/12/2024	26,234,720	1.09
	281,109,900 Mexican Bonos	10.000%	20/11/2036	30,252,008	1.25
	480,388,233 Mexican Udibonos	4.000%	13/06/2019	44,665,716	1.85
	499,211,718 Mexican Udibonos	2.500%	10/12/2020	41,206,833	1.70
				162,022,965	6.70
ペルー					
	2,279,000 Peru Government Bond	9.910%	05/05/2015	939,879	0.04
ポーランド					
	177,680,463 Poland Government Bond	3.000%	24/08/2016	66,049,571	2.73
	26,875,000 Poland Government Bond	5.500%	25/10/2019	9,479,993	0.39
	282,000,000 Poland Government Bond	5.250%	25/10/2020	96,530,715	4.00
				172,060,279	7.12
南アフリカ					
	62,000,000 South Africa Government Bond	8.000%	21/12/2018	8,976,389	0.37
	94,300,000 South Africa Government Bond	7.250%	15/01/2020	12,923,749	0.54
	765,195,000 South Africa Government Bond	6.750%	31/03/2021	100,252,198	4.15
	1,006,405,000 South Africa Government Bond	10.500%	21/12/2026	172,479,764	7.13
				294,632,100	12.19
タイ					
	510,225,000 Bank of Thailand	2.600%	04/08/2011	16,751,788	0.69
	903,800,000 Bank of Thailand	2.950%	06/10/2011	29,519,616	1.22
	348,200,000 Bank of Thailand	3.205%	03/11/2011	11,339,606	0.47
	193,025,000 Thailand Government Bond	5.250%	12/05/2014	6,702,268	0.28
	4,125,600,000 Thailand Government Bond	3.625%	22/05/2015	137,091,685	5.67
	193,025,000 Thailand Government Bond	3.125%	11/12/2015	6,276,657	0.26
	347,750,000 Thailand Government Bond	4.125%	18/11/2016	11,814,024	0.49
	455,075,000 Thailand Government Bond	2.800%	10/10/2017	14,378,299	0.59
				233,873,943	9.67
トルコ					
	93,725,000 Turkey Government Bond	8.950%	08/08/2012	53,097,265	2.19
	145,350,000 Turkey Government Bond	9.170%	07/11/2012	80,513,256	3.33
	32,000,000 Turkey Government Bond	10.000%	10/04/2013	20,475,094	0.85
	38,650,000 Turkey Government Bond	8.000%	29/01/2014	23,643,065	0.98
	20,000,000 Turkey Government Bond	10.000%	17/06/2015	12,883,210	0.53
	29,025,000 Turkey Government Bond	10.500%	15/01/2020	19,338,976	0.80
				209,950,866	8.68
政府発行債合計					
(取得原価 1,708,007,115米ドル)				1,805,964,345	74.69
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券合計					
(取得原価 1,871,406,505米ドル)				1,975,709,756	81.71

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表(未監査)

2011年5月31日現在

保有	銘柄	クーポン・ レート ^(a)	満期日 ^(b)	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
社債 - 2.30%					
米国					
	179,900,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	10.000%	17/07/2019	24,893,666	1.03
	223,311,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	10.500%	30/08/2019	30,853,572	1.27
				55,747,238	2.30
社債合計					
(取得原価 48,175,134米ドル)					
				55,747,238	2.30
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計					
(取得原価 48,175,134米ドル)					
				55,747,238	2.30
その他の譲渡性のある有価証券					
社債 - 7.54%					
香港					
	270,000,000,000 Hongkong & Shanghai Banking Corp., Ltd.	10.750%	15/05/2016	36,598,911	1.51
	175,000,000,000 Hongkong & Shanghai Banking Corp., Ltd.	10.000%	15/07/2017	23,526,741	0.97
	175,810,000 Melco Crown Entertainment Ltd.	3.750%	09/05/2013	26,992,695	1.12
				87,118,347	3.60
スイス					
	2,900,000 Credit Suisse	6.000%	19/08/2040	3,899,812	0.16
英国					
	232,000,000,000 Barclays Bank Plc.	10.000%	17/07/2017	31,189,737	1.29
	100,000,000,000 HSBC Bank Plc.	11.000%	20/11/2015	14,525,019	0.60
				45,714,756	1.89
米国					
	292,000,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	10.000%	17/07/2017	40,405,506	1.67
	38,307,000,000 JPMorgan Chase Bank NA	10.500%	19/08/2030	5,292,654	0.22
				45,698,160	1.89
社債合計					
(取得原価 156,290,225米ドル)					
				182,431,075	7.54
政府発行債 - 3.61%					
マレーシア					
	74,800,000 Malaysia Government Bond	3.434%	15/08/2014	24,933,333	1.03
	125,600,000 Malaysia Government Bond	4.262%	15/09/2016	43,090,292	1.78
	17,900,000 Malaysia Government Bond	4.160%	15/07/2021	6,029,387	0.25
				74,053,012	3.06
ペルー					
	4,280,000 Peruvian Government International Bond	7.840%	12/08/2020	1,667,113	0.07
	5,300,000 Peruvian Government International Bond	8.200%	12/08/2026	2,112,396	0.09
	27,220,000 Peruvian Government International Bond	6.900%	12/08/2037	9,378,907	0.39
				13,158,416	0.55
政府発行債合計					
(取得原価 86,071,270米ドル)					
				87,211,428	3.61
その他の譲渡性のある有価証券合計					
(取得原価 242,361,495米ドル)					
				269,642,503	11.15
ミューチュアル・ファンド - 2.08%					
アイルランド					
	50,240,293 Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund ^{(d)(e)(f)}			50,240,293	2.08
ミューチュアル・ファンド合計					
(取得原価 50,240,293米ドル)					
				50,240,293	2.08
デリバティブを除く投資有価証券の時価					
(取得原価 2,212,183,427米ドル)					
				2,351,339,790	97.24

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2011年5月31日現在

先渡為替契約 - 0.50%

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
米ドル	19,384,000	マレーシア・リングgit	57,444,484	03/06/2011	303,958	0.01
韓国ウォン	18,101,982,122	米ドル	16,561,740	13/06/2011	200,130	0.01
ユーロ	175,245,818	米ドル	250,074,312	15/06/2011	1,977,231	0.08
ハンガリー・フォリント	14,139,997,050	ユーロ	51,990,000	15/06/2011	1,397,790	0.06
イスラエル・シェケル	134,374,035	米ドル	38,501,000	15/06/2011	625,327	0.03
日本円	1,841,420,117	米ドル	22,526,946	15/06/2011	30,733	0.00
メキシコ・ペソ	3,976,937,888	米ドル	328,560,087	15/06/2011	14,254,132	0.59
ポーランド・ズロチ	330,234,560	ユーロ	82,538,262	15/06/2011	1,378,158	0.06
ポーランド・ズロチ	504,955,058	米ドル	178,884,224	15/06/2011	4,744,235	0.20
シンガポール・ドル	221,863,496	米ドル	175,444,551	15/06/2011	4,354,871	0.18
米ドル	113,556,230	ポーランド・ズロチ	312,259,434	15/06/2011	2,127	0.00
米ドル	326,695,199	新トルコ・リラ	506,561,364	15/06/2011	9,597,561	0.40
南アフリカ・ランド	2,520,675,381	米ドル	366,239,211	15/06/2011	1,487,522	0.06
ロシア・ルーブル	2,143,662,000	米ドル	76,250,000	20/06/2011	232,155	0.01
中国人民幣	1,452,370,106	米ドル	222,529,963	07/07/2011	1,947,741	0.08
ブラジル・レアル	124,631,471	米ドル	75,844,358	14/07/2011	2,209,730	0.09
チリ・ペソ	18,445,899,270	米ドル	38,662,543	14/07/2011	811,567	0.03
インドネシア・ルピア	214,417,251,526	米ドル	24,560,968	14/07/2011	382,422	0.01
韓国ウォン	150,035,266,250	米ドル	135,410,769	14/07/2011	3,227,217	0.13
マレーシア・リングgit	376,793,495	米ドル	124,164,271	14/07/2011	627,465	0.03
ペルー・ヌエボ・ソル	87,615,171	米ドル	31,145,297	14/07/2011	347,789	0.01
ロシア・ルーブル	6,010,988,598	米ドル	211,012,991	14/07/2011	2,930,139	0.12
台湾ドル	2,969,688,622	米ドル	102,748,448	14/07/2011	912,389	0.04
米ドル	7,539,000	コロンビア・ペソ	13,396,803,000	14/07/2011	137,346	0.01
米ドル	108,779,000	インド・ルピー	4,908,851,830	14/07/2011	525,495	0.02
米ドル	46,602,000	マレーシア・リングgit	139,149,676	14/07/2011	516,465	0.02
米ドル	8,804,000	ペルー・ヌエボ・ソル	24,338,658	14/07/2011	55,521	0.00
米ドル	57,139,000	フィリピン・ペソ	2,452,018,248	14/07/2011	630,770	0.03
中国人民幣	1,197,869,967	米ドル	188,137,508	09/05/2012	220,564	0.01
先渡為替契約に係る未実現利益					56,068,550	2.32

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
米ドル	16,699,246	韓国ウォン	18,101,982,122	13/06/2011	(62,625)	(0.00)
ユーロ	60,350,000	ポーランド・ズロチ	242,925,261	15/06/2011	(1,540,668)	(0.06)
ハンガリー・フォリント	13,724,057,124	米ドル	74,598,625	15/06/2011	(665,670)	(0.03)
新トルコ・リラ	546,220,819	米ドル	343,070,362	15/06/2011	(1,146,670)	(0.05)
米ドル	209,730,348	ユーロ	147,854,000	15/06/2011	(2,924,250)	(0.12)
米ドル	156,293,820	ハンガリー・フォリント	31,191,753,750	15/06/2011	(11,739,474)	(0.49)
米ドル	38,924,095	イスラエル・シェケル	134,374,035	15/06/2011	(202,232)	(0.01)
米ドル	22,826,371	日本円	1,869,479,793	15/06/2011	(75,043)	(0.00)
米ドル	274,152,006	メキシコ・ペソ	3,272,577,522	15/06/2011	(7,945,964)	(0.33)
米ドル	178,579,445	シンガポール・ドル	221,594,411	15/06/2011	(1,001,908)	(0.04)
米ドル	440,494,791	南アフリカ・ランド	3,080,533,810	15/06/2011	(8,906,446)	(0.37)
米ドル	223,853,668	中国人民幣	1,452,370,106	07/07/2011	(624,037)	(0.03)
コロンビア・ペソ	77,180,559,000	米ドル	43,522,463	14/07/2011	(880,660)	(0.04)
インド・ルピー	6,017,960,370	米ドル	132,909,500	14/07/2011	(197,142)	(0.01)
フィリピン・ペソ	3,926,325,268	米ドル	90,600,587	14/07/2011	(116,067)	(0.00)
米ドル	114,619,740	ブラジル・レアル	185,546,428	14/07/2011	(1,584,113)	(0.07)
米ドル	37,888,788	チリ・ペソ	18,190,407,000	14/07/2011	(1,038,571)	(0.04)
米ドル	19,724,895	インドネシア・ルピア	170,206,120,000	14/07/2011	(75,366)	(0.00)
米ドル	138,293,736	韓国ウォン	150,035,266,250	14/07/2011	(344,250)	(0.01)
米ドル	164,355,360	ロシア・ルーブル	4,658,158,985	14/07/2011	(1,437,854)	(0.06)
米ドル	63,575,092	台湾ドル	1,836,526,749	14/07/2011	(531,259)	(0.02)
米ドル	10,723,000	中国人民幣	69,426,064	22/08/2011	(30,203)	(0.00)
米ドル	187,421,093	中国人民幣	1,197,869,967	09/05/2012	(936,978)	(0.04)
先渡為替契約に係る未実現損失					(44,007,450)	(1.82)

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表(未監査)

2011年5月31日現在

スワップ契約 - (0.11%)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
金利スワップ						
116,330,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BCSWA)	Fixed 12.600%	ブラジル・リアル	02/01/2014	176,770	0.01
95,690,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BCSWA)	Fixed 12.590%	ブラジル・リアル	02/01/2014	134,653	0.01
108,830,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BCSWA)	Fixed 12.480%	ブラジル・リアル	02/01/2014	35,323	0.00
217,670,000	Floating (ブラジル・リアル 1 month BCSWA)	Fixed 12.500%	ブラジル・リアル	02/01/2014	118,793	0.00
729,630,000	Floating (メキシコ・ペソ 1 month MXIBT)	Fixed 7.510%	メキシコ・ペソ	23/04/2021	1,600,622	0.07
171,710,000	Floating (メキシコ・ペソ 1 month MXIBT)	Fixed 7.400%	メキシコ・ペソ	05/05/2021	255,580	0.01
金利スワップに係る未実現利益					2,321,741	0.10
トータル・リターン・スワップ						
62,100,000	Floating (Colombian Treasury Bill)	Fixed 4.500%	コロンビア・ペソ	07/06/2011	83,729	0.00
トータル・リターン・スワップに係る未実現利益合計					83,729	0.00
スワップ契約に係る未実現利益合計					2,405,470	0.10

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ
投資有価証券明細表(未監査)

2011年5月31日現在

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)	
金利スワップ							
29,734,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.090%	チリ・ペソ	27/07/2012	(1,135,409)	(0.05)
16,300,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.010%	チリ・ペソ	29/07/2012	(655,715)	(0.03)
16,804,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.000%	チリ・ペソ	30/07/2012	(682,709)	(0.03)
5,975,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.160%	チリ・ペソ	20/08/2012	(230,175)	(0.01)
14,350,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.190%	チリ・ペソ	20/08/2012	(541,761)	(0.02)
11,075,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.150%	チリ・ペソ	20/08/2012	(429,500)	(0.02)
3,588,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.460%	チリ・ペソ	27/09/2012	(120,479)	(0.00)
5,365,000,000	Floating	(チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 5.260%	チリ・ペソ	15/12/2014	(181,336)	(0.01)
10,927,000,000	Floating	(ハンガリー・フォ リント 6 month BUBOR)	Fixed 6.500%	ハンガリー・ フォリント	07/04/2016	(61,584)	(0.00)
7,391,000,000	Floating	(ハンガリー・フォ リント 6 month BUBOR)	Fixed 6.450%	ハンガリー・ フォリント	08/04/2016	(126,756)	(0.01)
1,080,000,000	Floating	(台湾ドル 3 month MTWD)	Fixed 1.630%	台湾ドル	28/01/2016	(353,437)	(0.01)
545,000,000	Floating	(台湾ドル 3 month MTWD)	Fixed 2.070%	台湾ドル	26/01/2021	(389,809)	(0.01)
金利スワップに係る未実現損失					(4,908,670)	(0.20)	
トータル・リターン・スワップ							
89,400,000	Floating	(Colombian Treasury Bill)	Fixed 4.650%	コロンビア・ペソ	05/06/2011	(61,489)	(0.01)
89,000,000	Floating	(Colombian Treasury Bill)	Fixed 4.700%	コロンビア・ペソ	24/06/2011	(48,741)	(0.00)
69,000,000	Floating	(Colombian Treasury Bill)	Fixed 4.700%	コロンビア・ペソ	30/06/2011	(35,294)	(0.00)
トータル・リターン・スワップに係る未実現損失合計					(145,524)	(0.01)	
スワップ契約に係る未実現損失合計					(5,054,194)	(0.21)	
投資有価証券の時価 (取得原価 2,212,183,427米ドル)					2,360,752,166	97.63	
その他の資産および負債					57,203,848	2.37	
投資主持分					2,417,956,014	100.00	

ゴールドマン・サックス・ファンズ - グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表(未監査)

2011年5月31日現在

投資有価証券合計	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
デリバティブを除く投資有価証券合計(取得原価 2,212,183,427米ドル)	2,351,339,790	97.24
先渡為替契約に係る未実現利益	56,068,550	2.32
先渡為替契約に係る未実現損失	(44,007,450)	(1.82)
スワップ契約に係る未実現利益	2,405,470	0.10
スワップ契約に係る未実現損失	(5,054,194)	(0.21)
その他の資産および負債	57,203,848	2.37
投資主持分	2,417,956,014	100.00

社債および政府発行債について開示されているレートは、2011年5月31日現在の実効レートである。

先渡為替契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、シティバンクNA、クレディ・スイス・ロンドン、ドイツ・バンク・アーゲー・ロンドン、ゴールドマン・サックス・インターナショナル、HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース・バンク、メリル・リンチ・インターナショナル、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー、ステート・ストリート・バンク・ロンドン、UBSアーゲー・ロンドンおよびウエストパック・バンキング・コーポレーションである。

スワップ契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、クレディ・スイス・インターナショナル、ドイツ・バンク・アーゲーおよびJPモルガン・チェース・バンクNAである。

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、変動利付債については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、変動利付有価証券については次の金利再設定日、事前払戻日のある有価証券についてはかかる日のいずれかを表している。
- (c) 変動クーポン・レートは、2011年5月31日現在の気配値である。
- (d) 当該ファンドの2011年5月31日現在の利回りは0.234%であった。
- (e) 当該有価証券は、公認の取引所への上場が認められている。
- (f) ゴールドマン・サックス・ファンズの関係ファンド。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2011年6月末日現在授権資本金は100万米ドル（約8,073万円）、払込済株式資本は50万米ドル（約4,037万円）である。また、発行済株式総数は50万株である。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、ポートフォリオ資産の投資顧問業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託している。

過失、故意による懈怠または詐欺行為が存在しない場合、管理会社は、受益者、受託会社、投資顧問会社または管理会社もしくはファンドの受任者に対して、信託証書上の義務の適切な遂行から生じる損失に責任を負わない。特に管理会社は、投資顧問会社の助言に基づいて善意で行った行為に対して責任を負わない。ファンドは、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）に対して、管理会社が義務の遂行にあたり、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）が蒙ったすべての責任、損害、コスト、請求および費用を補償することに同意している。ただし、信託証書上の義務遂行にあたり管理会社に過失、故意による懈怠または詐欺行為がある場合は除く。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。）。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の管理業務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社はまた、その投資運用業務を委託することができ、かかる委託を行っている。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社として、RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッドを登録・名義書換事務代行会社として、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドを管理事務代行会社として任命している。また、総販売会社は、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社およびスタンダードチャータードバンク東京支店を日本における販売会社として任命している。

2011年6月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っている。

なお、すべてのファンドは、契約型（アイルランド籍）である。また、純資産額は、別段の記載がない限り、2011年6月末日現在の数値である。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
アイルランド	MMF	1	724,429,292 米ドル
		1	90,512,593 ユーロ
アイルランド	その他	19	2,034,203,113 米ドル
		2	4,415,518 ユーロ
		4	62,983,795,975 円

(3) その他

本半期報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他ファンドまたは管理会社に重要な影響を与えたかまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書きの規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランドの監査を受けており、監査報告書を受領している。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2011年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=80.73円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

損益計算書

2010年12月31日に終了した期間

	注	2010年12月31日に終了した52週間		2009年12月31日に終了した57週間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
売上	3	147,834	11,935	153,651	12,404
営業費用		(66,324)	(5,354)	(87,706)	(7,081)
営業利益		81,510	6,580	65,945	5,324
受取利息および類似収益	4	7,093	573	2,356	190
税引前経常利益	5	88,603	7,153	68,301	5,514
経常利益にかかる税額	8	(13,278)	(1,072)	(7,689)	(621)
当期税引後経常利益		75,325	6,081	60,612	4,893

当社の経営成績は、当期および前期のいずれも継続事業によるものである。

上記の税引前および税引後の経常利益とそれらの取得原価相当額の間には差異はない。

当社は、当期または前期において上記に開示されているもの以外に利益および損失を認識していない。したがって、別個の総認識利得および損失計算書は作成されない。

2011年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

セオドア・ソティア

取締役

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

貸借対照表

2010年12月31日現在

	注	2010年12月31日現在		2009年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金預金		393,437	31,762	293,687	23,709
債権	9	591,030	47,714	575,733	46,479
		984,467	79,476	869,420	70,188
債務：1年以内に期限が到来する金額	10	(113,357)	(9,151)	(73,635)	(5,945)
		(113,357)	(9,151)	(73,635)	(5,945)
資産合計(流動負債控除後)		871,110	70,325	795,785	64,244
純資産		871,110	70,325	795,785	64,244
資本金および準備金					
払込資本金	11	500,000	40,365	500,000	40,365
留保利益	12	371,110	29,960	295,785	23,879
株主持分合計		871,110	70,325	795,785	64,244

2011年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

取締役

セオドア・ソティア

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

財務書類に対する注記 - 2010年12月31日

1. 会計方針

当社が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

- (a) 作成の基礎：財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に従って作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会により公表され、会計基準審議会により発行されたものである。
- (b) 取得原価主義：財務書類は、取得原価主義で作成されている。
- (c) 表示通貨：財務書類は、当社の表示・機能通貨である米ドルで表示されている。
- (d) 外貨：外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建の取引は、取引が生じた日の実勢為替レートで換算されている。外貨取引ならびに外貨建の未収金および未払金の決済から生じる損益は、損益計算書に認識されている。
- (e) 収益および費用：収益および費用は、発生主義に基づき損益計算書に含まれている。
- (f) 税金：税金費用は、当期利益に基づくものであり、当期税額および繰延税金を考慮に入れている。
- (g) 配当金：最終配当金(株主持分とみなされる優先株式に支払われる配当金を含む)は、当該配当金について株主が承認する期間に認識される。期中配当金は、当該配当金が支払われる期間に認識される。配当金は、株主持分から直接分配される。

2. キャッシュ・フロー計算書

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社であり、最終の親会社の連結財務書類が公に入手可能なため、FRS第1号「キャッシュ・フロー計算書」で要求されるキャッシュ・フロー計算書の作成を免除されている。

3. 売上

売上は、集合投資スキームに提供したファンドの運用業務に関して得た報酬である。

4. 受取利息および類似収益

	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
銀行および顧客向け貸付金に係る受取利息	8	44
グループ会社向け貸付金に係る受取利息	7,085	2,312
	<u>7,093</u>	<u>2,356</u>

5. 税引前経常利益

	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
税引前経常利益は、以下の費用(利益)計上後で表示されている：		
監査報酬 - 監査業務	13,359	21,992
為替差損	10,044	(7,322)
弁護士報酬	20,510	27,923
監査報酬		
- 個別財務書類の監査	13,359	14,336
- その他保証業務	-	7,656
- 税務アドバイザー業務	-	-
- その他の非監査業務	-	-
監査報酬合計	13,359	21,992

6. 取締役報酬

	2010年12月31日現在 米ドル	2009年12月31日現在 米ドル
報酬総額		
取締役報酬	6,710	5,372
年金	52	42
	6,762	5,414

当期および前期の取締役報酬は、グループ会社が負担している。

7. 人件費

当社は従業員を雇用していない(2009年：なし)。当社の業務に携わる者は、すべてグループ会社によって雇用されている。

8. 経常利益にかかる税額

(a) 当期税金費用の内訳：

税金費用の内訳：	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
当期税額：		
法人税率12.5%	13,278	7,689
経常利益に係る税額(注記8(b)参照)	13,278	7,689

(b) 当期税金費用に影響を与えた要素：

内訳：	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
税引前経常利益	88,603	68,301
経常利益にアイルランド法人税の標準税率(12.5%)を乗じた額	11,075	8,538
営業外利益に係る高税率の影響	887	295
過年度の引当(過大)/不足	-	(2,045)
為替差額	1,316	901
当期税金費用	13,278	7,689

(c) 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要素

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5%である。

9. 債権

	2010年12月31日現在 米ドル	2009年12月31日現在 米ドル
顧客に対する債権	74,322	45,343
グループ会社に対する債権	501,765	505,263
未収法人税還付	3	9,106
その他の資産	14,940	16,021
	591,030	575,733

上記のすべての債権は、1年以内に支払期限が到来する債権とみなされている。

10. 債務：1年以内に期限が到来する金額

	2010年12月31日現在 米ドル	2009年12月31日現在 米ドル
未払金および繰延収益	38,702	30,757
グループ会社に対する債務	7,156	6,072
その他の債務	62,829	-
未払法人税	4,670	36,806
	113,357	73,635

11. 株式資本金

	2010年12月31日現在		2009年12月31日現在	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
<u>授權済</u>				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>割当済、請求済および全額払込済</u>				
1株当たり1米ドルの普通株式	500,000	500,000	500,000	500,000
		500,000		500,000

当社の定款に基づき、当社はすべての株主に対し、株主が保有する株式のすべてまたは一部について、当該株式の額面価額と同額、もしくは当社と当該株主が合意した場合にはそれよりも高い金額での買戻しを求める、書面による通知を任意によりいつでも行うことができる。

12. 株主持分の変動および準備金の変動の調整

	払込資本金 米ドル	損益勘定 米ドル	合計 米ドル
2008年12月1日現在	500,000	235,173	735,173
留保利益	-	60,612	60,612
株式発行	-	-	-
2009年12月31日現在	500,000	295,785	795,785
留保利益	-	75,325	75,325
株式発行	-	-	-
2010年12月31日現在	500,000	371,110	871,110

13. 契約債務および偶発債務

2010年12月31日および2009年12月31日現在、契約債務および偶発債務はなかった。

14. 取締役の株式持分

2010年12月31日現在で在職しているゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッドの取締役が、期首及び期末現在で保有している当社およびザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの株式数は以下の通りである。

		2010年12月31日現在	2009年12月31日現在
ロバート・キーオー	議決権付普通株式	140株	609株
ヒューゴー・マクニール	議決権付普通株式	3,730株	6,154株
セオドア・ソティア	議決権付普通株式	11,864株	17,775株

2010年12月31日におけるゴールドマン・サックス・グループ・インク株式の終値は168.16米ドル(2009年12月31日:168.84米ドル)であった。

15. 関連当事者

当社の最終および直接の親会社は、アメリカ合衆国で設立された会社であり、アメリカ合衆国10282-2198ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200にあるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。グループの財務書類は、親会社の登記上の事務所で入手することができる。

グループ内の他の事業体との取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの連結財務報告書が公に入手可能であることからFRS第8号「関連当事者の開示」の下で開示が免除されているため、開示されていない。

報告期間中および報告期間後に当社が取締役に対して供与した貸付金はなかった。

開示が要求される他の関連当事者取引はなかった。

16. 金融リスク管理

当社は、当社の金融資産および負債を通じて金融リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる財務リスクの中で最も重要な要素は信用リスクおよびオペレーショナル・リスクであると考えている。

当社は、互いに独立しているが相互の機能を補完し合う、財務、信用、業務、コンプライアンスおよび法的報告といったさまざまなシステムを通じて、リスク・エクスポージャーの監視および管理に努めている。また、リスク・エクスポージャーの監視や、当社のリスク管理手続きの総合管理については、数多くの委員会がその責を担っている。

当社にとって流動性は極めて重要である。したがって、当社は流動性および資金調達について包括的な方針を定め、当社及びグループ全体に固有の事象ならびにより幅広い業界または市場の流動性に関する事象に対応すべく、高い柔軟性を維持していく所存である。

17. 財務書類の承認

財務書類は、2011年4月19日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

For the period ended 31 December 2010

	Note	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
Turnover	3	147,834	153,651
Operating expenses		(66,324)	(87,706)
OPERATING PROFIT		81,510	65,945
Interest receivable and similar income	4	7,093	2,356
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION	5	88,603	68,301
Tax on profit on ordinary activities	8	(13,278)	(7,689)
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES AFTER TAXATION FOR THE FINANCIAL PERIOD		75,325	60,612

The results of the Company are derived from continuing operations in both the current and prior period.

There is no difference between the profit on ordinary activities before and after taxation and the profit for the financial period as stated above and their historical cost equivalents.

The Company has no recognised gains and losses during the current or prior period other than those disclosed above, and therefore, no separate statement of total recognised gains and losses has been presented.

Approved by the Board of Directors on 19 April 2011.

Robert Keogh

Director

Theodore Sotir

Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

BALANCE SHEET

As at 31 December 2010

	Note	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
CURRENT ASSETS			
Cash at bank		393,437	293,687
Debtors	9	591,030	575,733
		<u>984,467</u>	<u>869,420</u>
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR	10	(113,357)	(73,635)
		<u>(113,357)</u>	<u>(73,635)</u>
TOTAL ASSETS LESS CURRENT LIABILITIES		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>
NET ASSETS		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	11	500,000	500,000
Retained profit	12	371,110	295,785
		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>
TOTAL SHAREHOLDERS' FUNDS		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>

Approved by the Board of Directors on 19 April 2011.

 Robert Keogh

Director

 Theodore Sotir

Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

1. ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting polices adopted by the Company are as follows:

- (a) Basis of preparation: The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.
- (b) Historical cost convention: The financial statements are prepared under the historical cost convention.
- (c) Presentation currency: The financial statements are presented in US Dollars, denoted by the symbol US\$, which is the Company's presentation and functional currency.
- (d) Foreign currencies: Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US dollars at the rates of exchange ruling at the Balance Sheet date. Transactions in currencies other than US dollars are converted at the rates of exchange prevailing at the dates the transactions occurred. Gains and losses arising from foreign currency transactions and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currency are recognised in the Profit and Loss Account.
- (e) Income and expenditure: Income and expenditure are included in the Profit and Loss Account on an accruals basis.
- (f) Taxation: The charge for taxation is based on the profit for the period and takes into account current and deferred taxation.
- (g) Dividends: Final equity dividends (including dividends payable on preference shares deemed equity) are recognised in the period that they are approved by the shareholders. Interim equity dividends are recognised in the period that they are paid. Equity dividends are distributed directly from equity.

2. CASH FLOW STATEMENT

The Company is a wholly owned subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., and is therefore exempt from preparing a cash flow statement as required by FRS1 'Cash Flow Statements' as the ultimate parent undertaking's consolidated accounts are publicly available.

3. TURNOVER

Turnover represents fees earned for the provision of fund management services to collective investment schemes.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
Interest on loans to banks and customers	8	44
Interest on loans to group undertakings	7,085	2,312
	<u>7,093</u>	<u>2,356</u>

5. PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
Profit on ordinary activities before taxation is stated after charging/(crediting):		
Auditors' remuneration - audit services	13,359	21,992
Foreign exchange loss on revaluation	10,044	(7,322)
Legal fees	20,510	27,923
Auditors' remuneration		
- the audit of individual accounts	13,359	14,336
- other assurance services	-	7,656
- tax advisory services	-	-
- other non-audit services	-	-
Total auditors' remuneration	<u>13,359</u>	<u>21,992</u>

6. DIRECTORS' EMOLUMENTS

	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
Aggregate Emoluments		
For services as director	6,710	5,372
Pension	52	42
	<u>6,762</u>	<u>5,414</u>

The Directors Emoluments are borne by group undertakings in the current and prior period.

7. STAFF COSTS

The Company has no employees (2009: nil). All persons involved in the Company's operations are employed by group undertakings.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

8. TAX CHARGE ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

(a) Analysis of charge for the period:

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
The charge for the taxation comprises:		
Current Tax:		
Corporation tax at 12.5%:	13,278	7,689
Tax charge on profit on ordinary activities (see note 8(b))	<u>13,278</u>	<u>7,689</u>

(b) Factors affecting the tax charge for the current period:

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
The breakdown is explained below:		
Profit on ordinary activities before tax	<u>88,603</u>	<u>68,301</u>
Profit on ordinary activities multiplied by standard rate in Ireland (12.5%)	11,075	8,538
Effect of higher tax rate on non trading income	887	295
(Over)/Under provision in prior year	-	(2,045)
Exchange differences	<u>1,316</u>	<u>901</u>
Current tax charge for the period	<u>13,278</u>	<u>7,689</u>

(c) Factors that may affect future tax charges:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax.

9. DEBTORS

	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
Amounts due from customers	74,322	45,343
Amounts due from group undertakings	501,765	505,263
Corporation tax receivable	3	9,106
Other assets	<u>14,940</u>	<u>16,021</u>
	<u>591,030</u>	<u>575,733</u>

All assets included in the above table are considered due within one year.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
Accruals and deferred income	38,702	30,757
Amounts due to group undertakings	7,156	6,072
Other liabilities	62,829	-
Corporation tax payable	4,670	36,806
	<u>113,357</u>	<u>73,635</u>

11. SHARE CAPITAL

	31 December 2010		31 December 2009	
	No.	US\$	No.	US\$
<u>Authorised</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	500,000	500,000	500,000	500,000
		<u>500,000</u>		<u>500,000</u>

Under the terms of the Company's Articles of Association the Company shall be at liberty at any time to give notice in writing to any holder of any shares of its desire to redeem the same or any of them for a consideration equivalent in value to the par value of the shares or such greater value as may be agreed between the Company and such holders.

12. RECONCILIATION OF MOVEMENTS IN SHAREHOLDERS' FUNDS AND MOVEMENT ON RESERVES

	Called up share capital US\$	Profit and loss account US\$	Total US\$
At 1 December 2008	500,000	235,173	735,173
Retained profit for the period	-	60,612	60,612
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2009	500,000	295,785	795,785
Retained profit for the period	-	75,325	75,325
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2010	500,000	371,110	871,110

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

13. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

There were no financial commitments and contingencies at the period ended 31 December 2010 or 31 December 2009.

14. DIRECTORS' SHARE INTERESTS

The number of shares held beneficially by Directors of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited, in office at 31 December 2010, in the share capital of the Company and The Goldman Sachs Group, Inc. companies at the start and at the end of the period was as follows:

		At 31 December 2010	At 31 December 2009
Robert Keogh	Voting Common Stock	140	609
Hugo MacNeill	Voting Common Stock	3,730	6,154
Theodore Sotir	Voting Common Stock	11,864	17,775

Shares of Goldman Sachs Group, Inc. closed at US\$168.16 on 31 December 2010 (31 December 2009: US\$168.84).

15. RELATED PARTIES

The Company's ultimate and immediate parent undertaking is The Goldman Sachs Group, Inc., of 200 West Street, New York, NY 10282-2198, United States of America, a company incorporated in the United States of America. Group financial statements are available at the registered office of the parent company.

Transactions with other companies within the group are not disclosed as the Company has taken advantage of the exemption available under FRS 8 "Related Party Disclosures" on the basis that the consolidated financial statements of The Goldman Sachs Group, Inc. are publicly available.

There were no loans made to directors during, or subsequent to, the reporting period by the Company.

There were no other related party transactions requiring disclosure.

GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the Company's business and the assets and liabilities contained within the Company's balance sheet the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are credit risk and operational risk.

We seek to monitor and control our risk exposure through a variety of separate, but complementary, financial, credit, operational, compliance and legal reporting systems. In addition, a number of committees are responsible for monitoring risk exposures and for general oversight of our risk management process.

Liquidity is of critical importance to the Company. Accordingly, the Company has in place a comprehensive set of liquidity and funding policies that are intended to maintain significant flexibility to address Company and firmwide-specific as well as broader industry or market liquidity events.

17. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of Directors on 19 April 2011.

[次へ](#)

(2) 損益の状況

損益計算書については、「(1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線部__は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

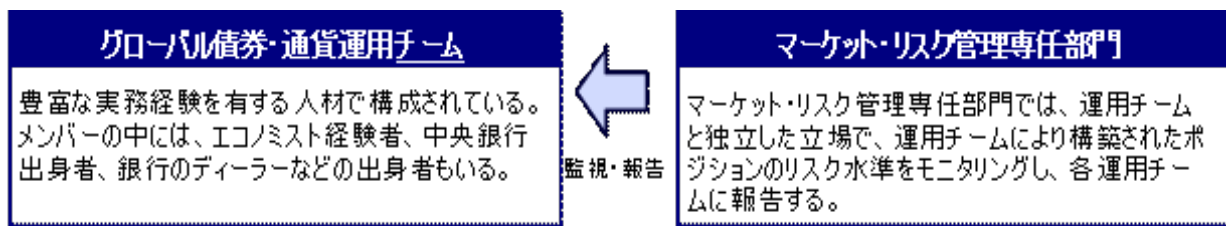
2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

ファンドの投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「GSAMロンドン」という。)、副投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「GSAM東京」という。)である。マスター・ファンドの投資顧問会社はGSAMロンドン、副投資顧問会社はGSAM東京、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・アンド・パートナーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(以下、マスター・ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社を総称して「GSAM」という。)である。ファンドの実質的な運用は、GSAMの「グローバル債券・通貨運用部」が担当する。また、運用チームとは独立した「マーケット・リスク管理専任部門」がファンドのリスク管理を行う。

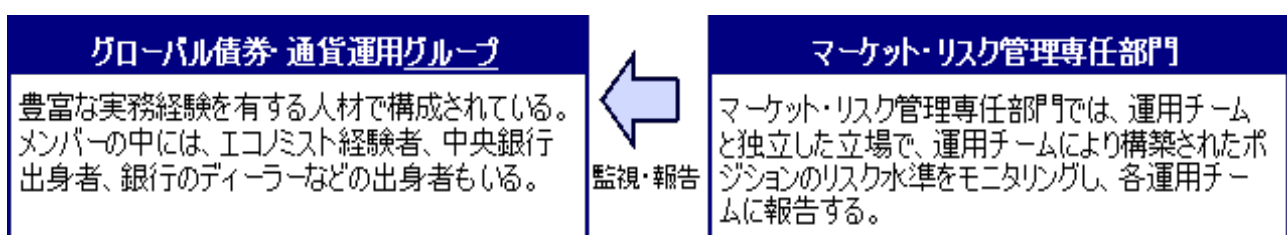


(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドの投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「GSAMロンドン」という。)、副投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「GSAM東京」という。)である。マスター・ファンドの投資顧問会社はGSAMロンドン、副投資顧問会社はGSAM東京、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・アンド・パートナーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(以下、マスター・ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社を総称して「GSAM」という。)である。ファンドの実質的な運用は、GSAMの「グローバル債券・通貨運用グループ」が担当する。また、運用チームとは独立した「マーケット・リスク管理専任部門」がファンドのリスク管理を行う。

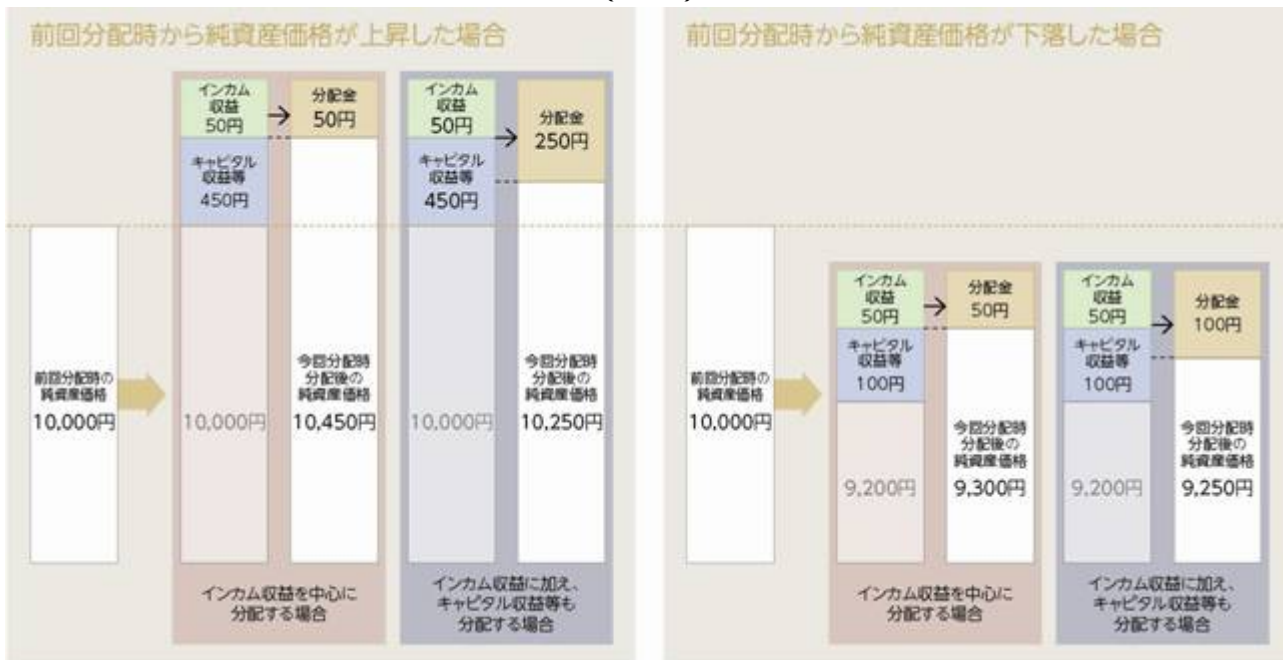


(後略)

(4) 分配方針

< 訂正前 >

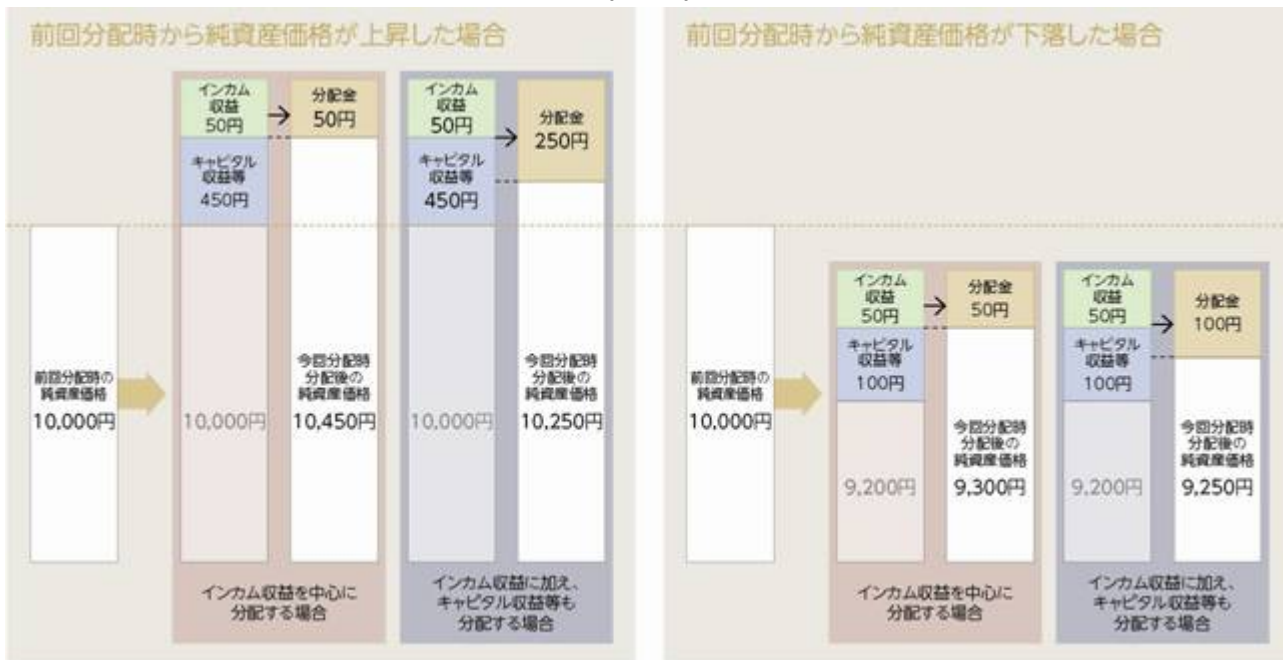
(前略)



* 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではない。

< 訂正後 >

（前略）



* 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではない。

数年間にわたって純資産価格が下落した場合

①インカム収益を中心に分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※ この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

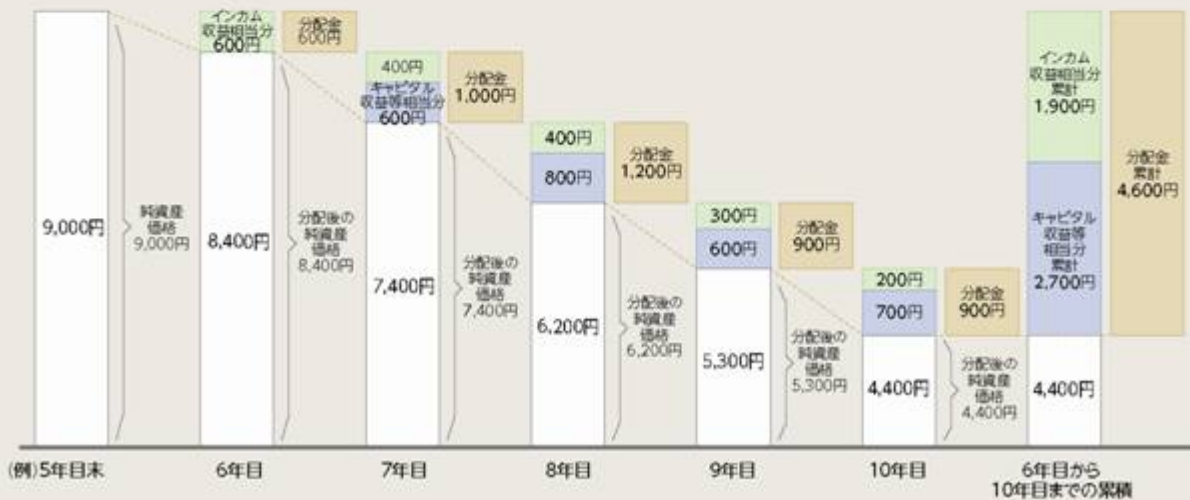
※設定時：1万口=1万円



②インカム収益に加え、キャピタル収益等も分配する場合 ※年間のリターン(税引前分配金込み)が0%と仮定

※ この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の純資産価格は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。

※設定時：1万口=1万円



(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上図は①インカム収益を中心に分配した場合と、②インカム収益に加えてキャピタル収益等も分配した場合の純資産価格の変動を示しています。例えば、①と②の6年目では1年間に得たインカム収益を中心に分配を支払ったため、その分純資産価格が下落しています。一方、②の7年目では、インカム収益に加えてキャピタル収益等相当分を分配したため、①の7年目と比較するとその分さらに純資産価格が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で4,600円分(インカム収益相当分1,900円+キャピタル収益等相当分2,700円)の収益分配を受領し、純資産価格は4,400円になっています。上図の②において、キャピタル収益等を支払わなかった場合、累計でみた分配後純資産価格は7,100円(4,400円+2,700円)になります。

インカム 収益 相当分	キャピタル 収益等 相当分	分配金
分配後の純資産価格		

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(A) 日本

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)にかかる配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(中略)

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

(後略)

< 訂正後 >

(A) 日本

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)にかかる配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不

要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(中略)

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(後略)

5 運用状況

(4) 販売及び買戻しの実績

<訂正前>

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄(2011年3月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	
国名	ルクセンブルク	
業種	外国投資法人	
保有口数	32,950,096.68	
取得原価(米ドル)	金額	305,525,587.04
	単価	9.27
時価(米ドル)	金額	335,761,485.17
	単価	10.19
投資比率(%)	100.37	

実質的な上位10銘柄(2011年3月末日現在)

	銘柄名	償還日	比率
1	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2015/9/15	9.83%
2	KINGDOM OF THAILAND	2015/5/22	5.86%
3	REPUBLIC OF HUNGARY	2015/2/12	4.14%
4	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2021/3/31	3.83%
5	REPUBLIC OF HUNGARY	2012/6/12	3.43%
6	REPUBLIC OF POLAND	2020/10/25	3.42%
7	REPUBLICA FEDERATIVA DO BRASIL	2017/1/1	3.36%
8	MALAYSIA	2015/2/27	3.25%
9	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2026/12/21	3.14%
10	REPUBLICA FEDERATIVA DO BRASIL	2040/8/15	3.08%

*ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



- 税引前分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。
- 純資産総額は月末ベースの数値に基づきます。

分配の推移(1口当たり、税引前)

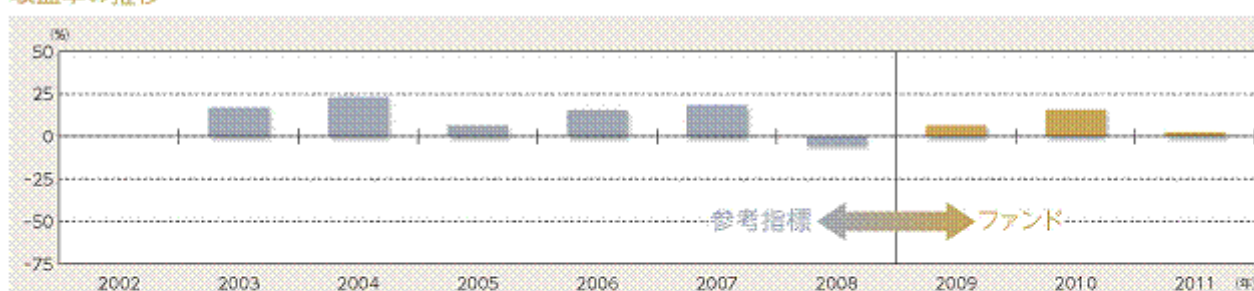
分配日	10/4/15	10/5/17	10/6/15	10/7/15	10/8/16	10/9/15
分配金(米ドル)	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08

分配日	10/10/15	10/11/15	10/12/15	11/1/18	11/2/15	11/3/15
分配金(米ドル)	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08

分配日	直近1年累計	設定来累計
分配金(米ドル)	0.96	1.39

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



- 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の税引前分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)
- 2009年は設定日(7月27日)から年末までの騰落率、2011年は1月から3月末日までの騰落率を表示しています。
- 参考指標のインデックスが算出されている2003年から2008年までは参考指標の収益率を表示しています。参考指標はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

< 訂正後 >

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄 (2011年6月末日現在)

銘柄名	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ
国名	ルクセンブルク
業種	外国投資法人
投資比率(%)	100.47

実質的な上位銘柄 (2011年6月末日現在)

■債券

	銘柄名	償還日	比率
1	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2026.12.21	8.33%
2	KINGDOM OF THAILAND	2015.5.22	5.55%
3	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2021.3.31	4.24%
4	REPUBLIC OF HUNGARY	2015.2.12	4.11%
5	REPUBLIC OF POLAND	2020.10.25	3.94%
6	REPUBLICA FEDERATIVA DO BRASIL	2017.1.1	3.61%
7	REPUBLIC OF TURKEY	2012.11.7	3.29%
8	MALAYSIA	2015.2.27	3.25%
9	REPUBLICA FEDERATIVA DO BRASIL	2040.8.15	3.22%
10	REPUBLIC OF TURKEY	2013.2.20	3.21%

■投資信託

	銘柄名	比率
1	GOLDMAN SACHS FUNDS PLC-GS US\$ LIQUID RESERVES FUND	3.58%

*ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオへの投資を通じた実質的な組入上位11銘柄の比率です。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



- 取引前分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(取引前)とを合計した金額です。
- 純資産総額は月末ベースの数値に基づきます。

分配の推移 (1口当たり、取引前)

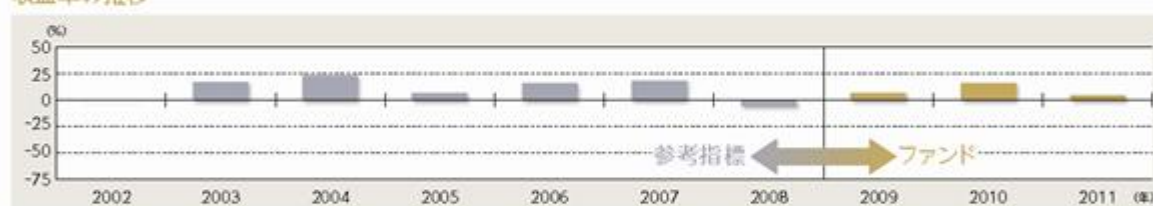
分配日	10/7/15	10/8/16	10/9/15	10/10/15	10/11/15	10/12/15
分配金(米ドル)	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08

分配日	11/1/18	11/2/15	11/3/15	11/4/15	11/5/16	11/6/15
分配金(米ドル)	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08

分配日	直近1年累計	設定来累計
分配金(米ドル)	0.96	1.63

*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



- 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
a = 翌年末の1口当たり純資産価格(当該期間の取引前分配金の合計額を加えた額)
b = 当該年度の直前の翌年末の1口当たり純資産価格(分配額を除く)
- 2009年は設定日(7月27日)から年末までの騰落率、2011年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。
- 参考指標のインデックスが算出されている2003年から2008年までは参考指標の収益率を表示しています。参考指標はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

取締役、監査人それぞれの責任範囲

取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が公表しアイルランド勅許会計士協会が発行した会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は私どもの意見において報告し、可能な場合には、当該情報を私どもの報告書に含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、2009年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した期間の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2009年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2010年4月20日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2009 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2009 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

20 April 2010

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

取締役、監査人それぞれの責任範囲

アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準(アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務)に準拠して取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は報告し、当該情報を私どもの報告書に適宜含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した(英国およびアイルランドにおける)国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

意見

私どもは、本財務書類は、2010年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した期間の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2010年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2011年4月19日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2010 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2010 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983, would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

19 April 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。